

(研究調査資料)

**最近のロシア連邦の新移民政策動向と新移民法制資料 (4)**  
**—2006年12月モスクワ開催の第2回国際移民会議報告および**  
**2007年度ロシア連邦内招聘就労外国人市民の割当配分数値一覧表—**

中 村 賢二郎

**Some Materials on the New Tendency of Migrant Control Policy**  
**and the New Decrees of immigration in Russia. (4)**

Kenjiro Nakamura

Abstract

The Report on the Second International Conference of Immigration In Moscow on December 2006 etc.

目 次

解説

第1章 2006年12月モスクワ開催の第2回国際移民会議報告

第2章 2007年度ロシア連邦内招聘就労外国人市民の割当配分数値リスト

解 説

紀要第47号掲載の新移民法制資料(3)では、49-91頁に2007年1月15日付発効の新移民登録手続法と2006年6月22日付の国外同胞の自発的帰還促進の大統領幹部会令第637号をめぐる問題等の調査資料を掲載した。本資料集(4)では最近の改正労働法典法制の方向(注1)に連動して今後のロシアの移民政策の促進に派遣労働制導入問題が関係当事者間にどのように受け止められているのかを2006年度内に2度にもわたり開催された国際移民会議内容資料を参考に紹介してみた。このような大規模な国際会議が同一年度内に2度も緊急に開催されることになった意味はさておき、同会議の参加団体数および各種の会議方式をもちいた多様な角度から提起された問題討議に大変な盛り上がりを見せたホットな会議であったことは、以下紹介する詳細な報告者の顔ぶれと報告テーマからも推察できる

のである。なお、2006年2月20-21日間に開催の第1回国際移民会議内容に関するニコライ・クルデューモフ国際労働移民協会設立理事会会長の解説（注2）からも判明できることは、今後派遣労働制を活用した移民政策方針への転換を前提に、これを迅速かつ効果的に実践するための方策の第1段階としてそれに向けての具体措置を解説し関係当事者の賛同を得るために同年度内に再度開催の必要があったものと理解しておきたいのである。そのために第1回会議から労働移民導入時の不法移民発生源の効率的根絶策として非国家的即ち民間の私的人材派遣代理店ЧАЗ（часные агенства занятости）活用問題とそのため立法化作業等に関する法学博士カ・デ・クリーロフ教授、イ・イ・マチューリスカ教授の解説等その他今後取りまねばならないもろもろの重要問題が各部会で既に審議されていたのであるが、本稿ではより詳細な報告のある第2回同会議の様相を中心に以下紹介する。筆者は「国立・私立の就職斡旋部局に関する立法」草案等基礎資料をいまだに入手できていないことをあらかじめおことわりしておきたい。

なお、紀要第47号91頁に既に「2007年度ロシア連邦各行政管内に一時居住許可される外国人市民・無国籍者割当配分数値リスト」を掲載しておいたが、引き続き第2章に2007年度ロシア連邦内招聘就労外国人市民の割当配分数値リストを掲載した。ただし、各7連邦管区招聘数値の合計実数と総合計欄上の数値にかなりの差異（インター・ネット上の原資料欄に虚数штыкとの記入もあり）注意が必要である。

同解説は、<http://www.rg.ru/2007/06/02/gastarbaiter.html>を参照されたい。なおまた同一年度のビザなし就労外国人市民の割当配分数値表を[www.rg.ru/rubricator/index.html](http://www.rg.ru/rubricator/index.html)で検索した結果、<http://www.rg.ru/2007/05/11/kvota.html>でも参照できる。その特徴は原油供給資源の豊富な極東・シベリア各連邦管区への割当配分数値が顕著である。なお、第1回・2回同国際会議ともロシア連邦への最大の移出民国である中国の招聘参加がなかったのは、国際会議と称しながら今回の関係対象諸国をC I S周辺諸国に限定するロシア独特の移民政策構想のためなのかとも推測するのである。（注3）

（注1）本問題の紹介は本号に同時掲載の「ロシア連邦における最近の労働法制の新動向にかんする資料集（1）—ロシアの派遣労働法制度をめぐる新動向について—」を参照されたし。

（注2）同会長の解説は「ロシアおよび近隣諸国の経済開発のための民営労働移民の役割の向上」「労働法の諸問題」誌。2006年第5号。P. 31-33参照。

（注3）急速なロシアの移民登録手続改革にも拘らず、C I S以外の第3国人の就労手続の困難性等に関する好論文として、富山大学極東地域研究センター堀江典准教授「ロシアにおける外国人就労手続について」〈えーじえっく・れぼーと〉vol.44（07.7）を紹介しておく。

## 第1章 2006年12月モスクワ開催の第2回国際移民会議報告

国立行政大学移民行政研究所・移民手続管理部主任 ウラジーミル・ボーロフの報告

最近労働移民への法的規制に関する科学的・実践的な問題に国家および世論が注目するようになってきている。外国人労働力を導入する雇用主の国際会議がモスクワで開催されたのもこうした動向の現れのひとつであり、同会議でも大量の移民流入を如何にして法的に規制するのかといった極めて実践的な諸問題が科学的に審議された。

### 開催目的と主要検討テーマ

2006年12月11日-12日にモスクワ政府内の公共会館内で「ロシア・近隣諸国の経済発展のための合理的な労働移民の役割の向上—そのための移民の効果的な基盤づくり—」をテーマとする第2回国際会議が開催された。同会議を主催した組織部局はモスクワ市の国際労働移民協会МАТМ（Международная Ассоциация Трудовой Миграции）である。同会議は如何にして移民の社会構造を効果的に構築すればよいのか、ロシア経済の発展に移民を活用するための世論を喚起することを目的に開催されたのである。

同会議の主要検討テーマは、以下に絞って提案検討された。

1. 人口問題解決のための移民手続の管理強化と社会・経済分野の開発のために労働移民の積極的活用。
2. 外国人労働力の導入・活用問題に関する基本諸立法およびその他の規範的法令に関する労働移民手続関係者の組織化。
3. 独立国家共同体構成諸国領域内の労働者の人事交流およびロシア連邦内の同胞の任意移住を組織するための勧告準備。
4. 移民手続管理行政を効率化するための社会・国家・民間パートナーによる効果的な移民のための社会基盤づくり。

同会議の運営方式は新規なものではなかったが、本会議（総会）・円卓会議・セミナー・協議会のほかに、広告展示とか同会議参加者相互の署名合意による2者乃至多数者の協議形式で行われた。

本会議に代表として参加した団体名を以下に列挙しておく。

1. 連邦会議メンバー
2. ロシア連邦国会代議員
3. 連邦移民局
4. 連邦就職斡旋局
5. ロシア連邦外務省
6. ロシア連邦保健・社会開発省
7. ロシア連邦経済・貿易省
8. ロシア連邦公共議院 общественная палата
9. モスクワ政府
10. モ

スクワ州 11. ロシア連邦構成各国の行政主体 12. ロシア企業主協議会内人選・調整協議会 13. モスクワ国際商業協会 14. 商工院 15. ロシア・スラブ銀行 16. 企業主 17. 人材派遣会社 18. 非政府組織 19. 学術研究機関 20. マスコミ 以上の団体代表たちであった。

その他に、本第2回国際会議に代表者として参加した国際組織乃至国家は以下の通りである。

ILO、国際移民組織、国際労働移民協会、独立国家共同体執行委員会、ユーラシア経済共同体、アゼルバイジャン共和国、アルメニア共和国、ウズベキスタン共和国、キルギス共和国、タジキスタン共和国、ウクライナ、ヴェトナム共和国その他一連の大使館代表者。

#### 報告者名と報告テーマ

モスクワ政府の総会の歓迎挨拶は、国際関係・民族政策委員会代理の歴史学博士のア・デ・ナザーロフ氏がおこなった。

続いて、ロシア連邦・連邦議会幹部会第1議長代理のベ・ベ・リトシュキン氏が「労働移民領域におけるロシア立法の変化と外国人労働力誘致・活用手続規制に及ぼす影響について」と題する報告をした。これに引き続いて、各国家機構の代表者が以下に列記するテーマで報告発表をおこなった。

1. ロシア連邦移民局 エス・イ・ボルデーレフ「労働移民立法の改正実施の方向とそのメカニズム」
2. ロシア保健社会開発省 エヌ・ベ・ジャーロフ「ロシア連邦内への熟練労働資源の合理的誘致促進のための条件の構築」
3. ロシア連邦労働局 イ・ア・マラーハ「労働市場と外国人労働力」
4. ロシア経済開発省 イ・エヌ・カフザール「経済開発に及ぼす移民の影響力」
5. 国際労働移民協会協議会代表 エヌ・ベ・クルヂューモフ「社会基盤」
6. アゼルバイジャン共和国の労働・社会保護省のファイズル・ハサン・オグル・アレクペロならびにキルギス共和国の国家委員会委員長アイクリ・マラタペコフナ・ルスクローワ女史の挨拶
7. ロシア・スラブ銀行総裁 エヌ・オ・グースマン「金銭の運搬者としての移民」
8. 独立国家共同体執行委員会 エフ・ア・ロゾバン「独立国家共同体域内での労働移民規制—その今後の協力の展望—」

9. ロシア雇用者連盟調整協議会 エス・ベ・ルコーニン「外国人労働力誘致・活用手段の効果向上に向けての雇用主連盟の役割」
10. ヨーロッパ・アジア経済共同体統合委員会 ア・エフ・ルーデン「ヨーロッパ・アジア経済共同体の枠内での労働移民領域における統合強化策について」
11. AKIIIH ベ・ベ・オシキン「雇用者・労働移民に活用される要員幹旋業の新しい形態と用具」
12. モスクワ市ILO地域事務局 ペリセ「労働移民に対する国および民間の相互協力による効果的な規制メカニズム設置に関する国際体験」
13. モスクワ市MOM事務局 エス・オ・ブレストビツキー「ロシアにおける労働移民の人身売買阻止のための方策と形態」
14. 国立管理行政大学 ユ・ベ・ロシチン「移民手続管理行政の熟練専門家要員」およびその他のレポート。

なお、対外移民問題に関するテーマ別セミナーも以下のように開催されたのである。

例えば、組織委員会代表のベ・ア・ボーロフ氏を司会者とする「ロシア領域内の労働移民手続の法的規制—移民法の新基本的立法とそれに基づく諸法令、各部局の訓令と外国人労働力導入・活用方法の変更」とか、同じくГУ-ВШЭとРГСУの指導者であるカ・デ・クリューロフ氏と組織委員会の委員であるユ・ア・ヤノフスキー氏を司会者とする「ロシア領域内の外国人労働移民の労働諸権利と社会諸権利の保障」と題するテーマ別セミナーがそれぞれである。また「ロシアおよび白ロシアにおける移民労働者の法的規制に関する比較分析」に関するモスクワ大学法学部のカ・カ・ウルジンスキー博士の講演もおこなわれたのである。また、モスクワ市法律センター「擁護」のア・オ・ガルフーコフ所長の「勤労移民のためのいくつかの新しい法的擁護機構とその可能性について」の講演もあったのである。また会議開催中に、以下のような4種の円卓会議が組織されて、以下のような極めてアクチュアルなかつ緊急に解決が必要な焦眉の2つのテーマが論じられた。第1の円卓会議は、上述のカ・デ・クリューロフ氏と組織委員会会員のユ・ア・イワーノフ氏の司会で「派遣労働—人材供給契約に基づく三面的労働関係の合法化問題」であり、そしてもう1つの第2の円卓会議はMATM評議会議長H. B. アルヒーポフ、モスクワ州政府代表のB. B. ミシーナ女史、モスクワ市連邦移民局行政部代表のC. A. サラパト氏を司会者とする「労働移民制の民営化цивилизованный содействияを正常に推進するための連邦権力機関・地方自治機関・非国家組織間の効果的な互助組織化問題」である。

第3の円卓会議は、1. 「国外在住同胞に対するロシア連邦内への自発的移住促進に関する国家プログラム問題。2. 必要とする職業・有資格基準を持つ外国人専門家のロシア連邦内に誘致するための条件・メカニズム問題。3. 以上の活動実施のために、国内・国外セクターの活動調整問題が組織委員会会長のベ・ア・ボーロフ氏、ロシア連邦移民局の同胞問題担当の参事官ア・ゲ・クリュウピン氏の司会のもとで審議された。第4の円卓会議は、社会学博士エス・ベ・リヤザンツエフと組織委員会会員のユ・ア・ヤノフスキー教授の司会で「労働移民手続の科学的保障」をテーマにして審議がおこなわれた。

本会議の終了にあたり「雇用主・労働移民および私的就職斡旋代理店ЧАЭ—新たないくつかの現実・問題・展望」をテーマに全体討議がおこなわれた。本会議の終わりになって、何人かの著名な学者、ロシア連邦科学アカデミー準会員であり経済学博士のベ・エ・テシコフ、カ・デ・クリューロフ、ア・ベ・トプリン、ユ・ベ・ローシンおよびその他有名教授達が続々と登壇して発言した。また本会議中に、〈独立国家共同体構成国СНГ間の雇用主・人材派遣会社および協会パートナー相互の集い〉も実施され、かつまた就職斡旋局・銀行・保険会社・年金ファンド・「労働法の諸問題」誌・「人事便覧」誌などの代表者たちとの意見交換等も盛んにおこなわれたのである。

今日では、移民手続の管理を行うためには相当高度な知識を待った専門家要員がぜひとも必要となる。これについて5年制のプログラムで移民手続管理に関する高等専門教育を受けた幹部職員を養成するための国立管理行政大学の移民手続管理教習所が本会議に積極的に参加したことの役割は大きいのである。

## 第2回国際会議の成果

本第2回会議は、「ロシアおよび近隣諸国の経済発展のための21世紀労働移民の役割の向上：雇用主および民間就職斡旋代理店の役割と機能」をテーマにして2006年2月20-21日に国際労働移民協会の後援をえて開催された第1回国際労働移民会議で積極的に推奨した就労形態と基本方針（「労働法の諸問題」誌。2006年第5号p31-33掲載済）を継承し発展させることになった。今回の国際会議の成果としていえることは、СНГ諸国領域内に効果的な労働交流、そしてロシア連邦内に同胞を随意移住させ、かつまた社会的・国家的パートナーシップにもとづいて、移民のための社会基盤を構築し、移民手続の効果的な管理を向上させるための活動・組織問題を勧告・検討できたことである。既に述べたように、どんな移民手続も実体験の検討に基づいて規制をおこなわねばならない問題である。無規制な移民がおこなわれるとすれば、それはロシアの民族的安全にとって決定的なリスクと



なりかねない問題となる。こうした意味あいにおいて、移民手続問題およびロシア社会と移民との関係は極めて完全性が求められるのである。完璧な移民手続管理の効果を向上させる問題解決のためには、国家的・社会的責任の取れるようなビジネス・鑑定人集団およびもろもろの社会集団の協力によってしか解決できない。そうすることで、社会・国家・私的パートナーシップに基づいた移民とのインフラを構築することができるのである。本会議の参加者たちは、ロシア連邦内の社会・経済・人口の開発のためにも労働資源の移入・移出管理問題を含めた効果的な適切な政策の実施に必要なコンセプトを国の移民政策として採択し、そのための作業を早める必要があると考えるようになり、その結果、ロシア連邦政府に対して移民分野で活動するビジネス・労組・社会団体のスタッフの参加した国の移民政策委員会の新設問題を審議するよう要請することになった。またロシア連邦国会と連邦議会上院に対して優先的に国外同胞のロシア連邦内への任意移住政策に関する連邦法と「私的求職斡旋エージェントについて」その他一連の法律の修正・補足を含めて移民部門の立法の完成化問題を審議するよう勧告した。またユーラシア経済共同体内でも加盟各国国会国際会議の主導で、「国立・私立の就職斡旋部局（乃至エージェント）に関する立法」の企画草案の検討作成が既に可決されており、本会議の組織委員会と国際労働移民協会がこれに関するロシア側の立法草案の準備作業への参加が提案されていた。また独立国家共同体構成諸国CHGの各議会間会議でも同構成国領域内の移民手続規制について社会的責任をもって関係業者に対する監督組織・機能の向上を目指した移民問題文書が既に提出されているのである。また本会議の中で国外在住同胞のロシア連邦内への随意移住を促進するための国家プログラム実施方法の1つとして、移住地域ごとに社会的責任を持って活動する移民関連ビジネスをおこなう非国家組織の活用・導入を提案・勧告する提案もあり注目された。

そこで移民手続管理システムをより完全なものにするため以下のような連邦移民局の改革が必要になってきた。その改革とは、（１）特定の活動範囲内で独自に法的規制・調整・統制がおこなえるようにする。（２）連邦内の社会・経済・人口発展と人権・市民権尊重のためにも新しい状況の下でこうした事務手続に堪能な管理能力をもった専門職員を確保する必要がある。そのために外部労働移民部門で目下活躍中の指導的研究者・実務家のなかから審査機関のスタッフとして活動可能な移民問題小委員会を寛容と良心の自由問題委員会の枠内に創設するようロシア連邦公共議院общественная палатаに提案してはどうか。こうすることで、移民政策実施の際の移民・市民および社会団体の権利に関する問題

とか、また連邦・地域・地方自治体機関がおこなう活動に対する社会的コントロールが可能となるというのである。

2007年度の上半期中に外国人労働力導入・活用問題を規制するロシア連邦の新法令のプロパガンダと解説についても情報活動を展開する必要がある。同時に、新しい法的諸条件の下で労働移民手続による規制活動から生まれる最初の試行情報を収集・分析・審議する活動も組織しなければならない。2007年度の5～6月頃までに、こうした情報公開活動を終え「新立法の下での外国人労働力ИРСの導入・活用手続規制の最初の総括—その体験・分析・展望—」について本会議の報告するのがよろしいのではないか。またモスクワ市・モスクワ州政府に対して、2007年度以降も引き続き今回のような移民に関する新立法・法令の完全実施を助成するためには、地域レベルの国家機関・ビジネス・公共組織および審査機関の代表者と効果的な相互助成方式で労働移民管理についてロシア連邦権力主体と地方自治体の機能を向上させる問題について会議とかセミナーをモスクワの雇用主と共に開催することを訴え続けることが決議されたのである。

以下今後の検討課題となるいくつかの措置を列挙しておく。

1. 国家的・非国家的（公共的・商業的）セクターの参加した労働移民管理手続の完成化。
2. 以上の各セクターがおこなう調整活動メカニズムとそのためのインフラの構築。
3. 労働移民の合法的な正規的就職斡旋に協力・対応する。
4. 国家・社会・私的パートナー原則にたった就職・情報・調整交流の組織化。

また、以下の措置も複合して検討しておけば、合理的である。

1. 労働移民として働いて帰国してきたロシア市民とか、海外のロシア人労働移民との活動を調整する。
2. 彼らに情報提供・相談サービスをする。
3. 国家の就職斡旋に関する法的権利擁護サービスの水準を向上させる。
4. 時空を超えて祖国ロシアに帰国するよう勧める
5. 時には、研修生プログラムに基づいて、ロシアで知識・技能・技術を研修させる。
6. 労働契約に基づいた海外研修をさせる。
7. 労働移民規制活動には、移民手続に付随する組織的な法的サービスを提供し、社会的受け入れ側に情報・相談窓口を公開して各地域の移民受け入れ基盤を創造・活性化するためのサービスを行う必要がある。
8. 労働移民の規制のみならず、私的な就職斡旋エージェントの活動に対する規制も強化



できるようなもろもろの地域立法草案の採択が必要である。

研究機関に対する要望として出たのは、ロシアの今後の発展に対し移民がどのように貢献できるかといった移民人口問題と同時に彼らの持つ諸権利の尊重問題を含めて科学的調査を続行してほしいというものであった。こうしたもろもろの要請に応じ、この国の地政学的利点を確保しながら、ロシア連邦の社会・経済的および人口的発展のためには、この国の移民政策を実現するという新しい課題を考慮した上で、こうした関係機関で働く職員たちを用意し、彼らの技能向上のためのプログラムを策定・実施しなければならない。そのためにはあらゆる公共団体がマスコミの移民問題に関する全面的かつ客観的な解明に助力を惜しんではならない。第1回・第2回本会議の準備・開催に際しては、国際労働移民協会ならびにモスクワ労働法・社会保障法協会・「労働法の諸問題」誌が協力を惜しまなかったのである。(07.06.17.了)「労働法の諸問題」誌。2007年 第3号。P.26-29.

## 第2章 2007年度ロシア連邦内招聘就労外国人市民の割当配分数値リスト

2007年度ロシア連邦内に招聘就労外国人市民の割当配分数値一覧表

番号	ロシア連邦主体名	招聘数値	番号	ロシア連邦主体名	招聘数値
	ロシア連邦全総数値	308842		沿ヴォルガ連邦管区	27931
	中央連邦管区	87381	43	バシコルトスタン共和国	5640
1	ベルゴロド州	150	44	マリ・エル共和国	50
2	ブリヤンスク州	66	45	モルドヴィア共和国	350
3	ウラジーミル州	565	46	タタールスタン共和国	7000
4	ボロネジ州	946	47	ウドモルト共和国	1100
5	イワノフ州	208	48	チュバーシ共和国	59
6	カルーガ州	995	49	ペルム地方	2470
7	コストロム州	399	50	キーロフ州	245
8	クルスク州	397	51	ニジェゴロド州	3000
9	リペック州	2350	52	オレンブルグ州	569
10	モスクワ州	17670	53	ペンゼン州	1500
11	オリョール州	110	54	サマーラ州	4452
12	リャザン州	970	55	サラトフ州	700
13	スモレンスク州	209	56	ウリヤノフスク州	796
14	タンボフ州	224		ウラル連邦管区	31941
15	トヴェーリ州	626	57	クルガン州	190
16	トウーラ州	798	58	スヴェルドロフスク州	9970
17	ヤロスラブリ州	698	59	チュメニ州	7236
18	モスクワ市	60000	60	チェリャビンスク州	2990
	北西連邦管区	23056	61	ハンテイ・マンシ自治州	5573
19	カレリア共和国	245	62	ヤマロ・ネネツ自治州	5982
20	コミ共和国	388		シベリア連邦管区	53244
21	アルハンゲリ州	90	63	アルタイ共和国	100
22	ボログダ州	838	64	ブリヤート共和国	5525
23	カリーニングラード州	2960	65	トーヴァ共和国	188
24	レニングラード州	785	66	ハカシア共和国	150
25	ムルマンスク州	505	67	アルタイ地方	1640
26	ノブゴロド州	200	68	クラスノヤルスク地方	6918
27	プスコフ州	245	69	イルクーツク州	4500
28	サンクト・ペテルブルグ市	16400	70	ケメロヴォ州	3970
29	ネネツ自治州	440	71	ノヴォシビルスク州	6000
	南方連邦管区	17202	72	オムスク州	2292
30	アディゲ共和国	100	73	トムスク州	795
31	ダゲスタン共和国	600	74	チタ州	18846
32	イングーシ共和国	55	75	アガ・ブリヤート自治管区	2000
33	カバルデ・バルカル共和国	55	76	ウスチ・オルヂンスク・ブリヤート自治管区	320
34	カルムイク共和国	430		極東連邦管区	56501
35	カラチャイ・チェリケス共和国	295	77	サハ（ヤクート）共和国	779
36	北オセチア・アラニア共和国	396	78	プリモールスク地方	6701
37	チェチェン共和国	0	79	ハバロフスク地方	14990
38	クラスノダール地方	7176	80	アムール州	12699
39	スターロポリ地方	900	81	カムチャッカ州	300
40	アストラハン州	1480	82	マガダン州	495
41	ボルゴグラード州	2500	83	サハリン州	14994
42	ロストフ州	3215	84	ユダヤ自治州	4700
			85	コリヤーク自治管区	0
			86	チュクチ自治州	843

高松大学紀要  
第 48 号

平成19年 9月25日 印刷  
平成19年 9月28日 発行

編集発行 高 松 大 学  
高 松 短 期 大 学  
〒761-0194 高松市春日町960番地  
TEL (087) 841 - 3255  
FAX (087) 841 - 3064

印 刷 株式会社 美巧社  
高松市多賀町 1 - 8 - 10  
TEL (087) 833 - 5811